

平成 24 年 12 月 25 日

## 第 9 回上牧町議会改革検討委員会要録

日 時 12 月 21 日 (火) 午前 10 時～11 時 10 分  
場 所 議会委員会室  
出 席 堀内、富木、辻、長岡、石丸、芳倉、服部  
東  
欠 席 吉川  
資 料 上牧町議会基本条例 (案) 修正 (案)  
議 題

- (1) 上牧町議会基本条例 (案) について (但し、→は変更、アンダラインは挿入された部分)  
修正作業は、11 月 18 日に作業チーム 3 名と議会事務局で、第 8 回検討委員会での意見、11 月 27 日のまちづくり基本条例策定委員会・議会部会との意見交換、総務部法務担当の検証等を踏まえて、11 月 18 日付けの修正案を作成した。
- 条例案全般、文体については、まちづくり基本条例案が「です・ます調」に決定されたことから、議会基本条例も原案通り、「です・ます調」で進めて行くことになった。
  - 2 頁、(前文) まちづくり基本条例の制定に先行して、議会基本条例の制定を目指すことが前回の検討委員会で決まったことから、それを受けて 2～3 行目で修正する。
  - 2 頁、同上 5 行目「迎え、」→「にふさわしい」
  - 2 頁、同上 6 行目「大きくなって」→「大きくなって来て」辻委員から提案あったが最終段階で検討
  - 2 頁、同上 8 行目「施策」→「政策」
  - 2 頁、同条、辻委員から前回に「重要なことを最初に書いては…」との提案があったが、通常使う文章ではそうした手法が取られることはあっても、条例に関しては順序立てた文章がふさわしいので、原文で行く。
  - 2 頁、(目的) 第 1 条 「分かりやすい」→「分かりやすく開かれた」
  - 2 頁、(議会の活動原則) 第 3 条の各号共通で「言い切り」→「です・ます調」、以下、3 頁、(議員の活動原則) 第 4 条の各号も同じ
  - 2 頁、同条の 1 号「町民の代表」→「有権者によって選ばれた議員」、「町民」を複数の意味での使用を避けるため
  - 2 頁、同条の 2 号にも「開かれた」→「分かりやすく開かれた」
  - 2 頁、同条の 5 号「議会運営を行うこと」→「ため、会議資料の提供等に努めます」
  - 3 頁、(議員活動原則) 第 4 条第 2 号「研さん」について、辻委員より「研鑽」ではないのかとの指摘があったが、常用漢字を原則として使用するため、原文で行く
  - 3 頁、(町民参加及び町民との連携) 第 5 条の第 1 項「情報の共有」→「町民の的確な判断に資する情報の共有」
  - 3 頁、同条第 3 項「努めるものとし」→「努め」
  - 3 頁、(議会報告会) 第 6 条第 1 項「議会報告会」→「とともに政策形成への町民意見の反映を図るため、原則として毎年 1 回以上、議会報告会」
  - 6 頁、(議員の政治倫理) 第 17 条「平成 14 年」→「平成 14 年 9 月」と条例制定の月まで表示
  - 6 頁、(議員定数) 第 18 条の第 1 項「別に定め」→「議会としての機能をはたすためにふさわしいものとすることを基本とし、上牧町の議員の定数を定める条例 (平成 14 年 9 月上牧町条例第

21号)により定めるものとし」

○6頁、同条の第2項「議員報酬の改正に当たって、行財政改革の視点及び他町との比較だけでなく、町政の現状と課題並びに将来の予測及と展望を十分考慮するとともに、町民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分活用」→「議員報酬の改正に当たっては、町政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮し、町民の意見を聴取したうえで決定するものと」

○6頁、(議員報酬)第19条第1項「行財政改革の視点及び他町との比較だけでなく、町政の現状と課題並びに将来の予測と展望を十分考慮するとともに、町民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分活用」→「議員報酬は、町民の付託に応える議員活動への対価であることを基本とし、上牧町議会議員の報酬等に関する条例(平成20年9月条例第24号)に定めるものとします。」

○6頁、同条第2項を新設、「上牧町特別職報酬等審議会条例(昭和52年6月条例第18号)第2条の規定に基づく審議会意見のほか、財政改革の視点、町政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、町民の意見を十分に反映して決定するものと」

○7頁、(施行期日)第1項「公布の日」→「平成〇〇年〇〇月〇〇日」

○議会部会との意見交換で、7頁(最高規範性)第20条「この条例は、議会における最高規範であって…」とあるが、まちづくり基本条例案で最高規範であるので、紛らわしいとの意見が2委員からあった。ただし「議会における最高規範」と明記しており、他の議会においても並行して使っている例があることから、作業段階では「最上位の条例」という表現も検討したが、原案通りとする。

○同上、条例の多くが「努めます」と努力規定になっているが、「します」と義務規定にすべきであるとの意見があったが、議会基本条例案としては上牧町議会の状況を十分踏まえ、義務規定と併せて目標設定としての努力規定も盛り込んでおり、一步ずつ確実に議会改革を図ることが大事であり、原案通りで進めて行く。

○総務部法務担当から、条例としての様式や表記等について意見を聞いているが、内容検討段階では、読みやすく検討しやすいことに力点を置き、内容が決まるまで(議会報告会やパブリックコメント終了後)このままの体裁で検討資料として進めて行く。

○その他の意見等

・辻委員より「4頁、(議員と町長等執行機関の関係)第7条と(議会審議における論点情報の形成)第8条が余り細か過ぎるのではないか」との意見があったが、議会と行政の関係で重要なところであり、第7条は具体的に、第8条は簡潔に表現することが適切であり、原文のままとした。

○上記協議の結果を修正したうえで、議会基本条例案(平成24年12月21日付け)として議会改革検討委員会の答申として議長に提出する。

○今後の進め方として、仕事納めの前日である12月27日(木)までに全議員に配布する。1月8日(火)に全員協議会を開催し、議会としての検討を行う。そのうえで1月19日(土)の議会報告会に資料として提示する。3月議会に上程する前にパブリックコメントを実施する方向で進める。3月議会に間に合うように条例案として瑕疵のないように作業する。以上の行程と手順を進めることを委員会として議長に要望する。

(2)その他

特になし

○次回開催日程

第10回議会改革検討委員会は、1月24日(木)午後1時～

以上